

【リース又はオンサイト PPA の場合】補助金交付申請兼完了届（様式6）の添付書類一覧

対 象 者	添 付 書 類
<p>需要家に係る 添付書類</p>	<p>1 【法人のみ】 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本又は写し</p>
	<p>2 【個人事業主のみ】 開業届の写し</p>
	<p>3 【マンション管理組合のみ】 管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会議事録の写し等） ※書類作成日、マンション管理組合名、代表者名等記載されていること。</p>
	<p>4 【マンション管理組合のみ】 補助対象機器の設置について、管理組合総会等で承認決議を得ていることを証する書類（総会議事録の写し等）（マンション管理組合のみ） ※書類作成日、マンション管理組合名、代表者名等記載されていること。</p>
	<p>5 【法人及び個人事業主のみ】 札幌市税の納税証明書（指名願）の原本又は写し ※指名願以外の納税証明書は受付できません。</p>
	<p>6 【法人及び個人事業主のみ】 補助対象機器を設置又は使用するすべての建物の所有者が判る書類 例：全部事項証明書（建物）の写し ※自社所有ではない場合には、機器設置場所（建物）所有者の同意書（様式14）が必要。</p>
	<p>7 【補助対象機器を野立てで設置する場合のみ】 補助対象機器を設置する土地の所有者が判る書類 例：全部事項証明書（土地）の写し ※自社所有ではない場合には、機器設置場所（土地）所有者の同意書（様式14）が必要。</p>
	<p>8 収支決算書（様式13）</p>
	<p>9 補助対象機器の設置工事に係る支払いを施工業者に行ったことが判る書類 例：領収書の写し ※ 支払日が確認できる書類を提出すること。</p>

<p>リース事業者 又はPPA事業者 に係る添付書類</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本又は写し 2 【札幌市に対する納税義務を有する事業者のみ】 札幌市税の納税証明書（指名願）の原本又は写し ※指名願以外の納税証明書は受付できません。 3 需要家とのリース契約又はオンサイトPPAに係る契約書の写し 4 対象機器を処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類 5 【補助金受領予定者がリース事業者であり、かつリース期間が処分制限期間よりも短い場合のみ】 所有権移転ファイナンスリース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することの担保を証明できる書類 6 補助対象機器の本体・設置部材費用及び工事費用等が判る書類 例：見積書の写し ※要領第2条第1項2号又は第2項2号に示す補助対象外の費用が、補助金交付申請兼完了届（様式6）、工事内容証明書（様式7）及び収支決算書（様式13）に記載された補助対象費用に含まれないことが判るものであること。 ※需要家自身（グループ企業含む）から調達等を行う場合には、利益等の排除を行っていることが判るものを添付すること。 7 補助金の振込先（銀行名・支店、口座名義（カタカナ）、口座番号）が判る書類
<p>補助対象機器に 係る添付書類</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事内容証明書（様式7） 2 対象機器に係る以下のすべての書類又はそれに代わるもの <ol style="list-style-type: none"> (1) しゅん巧図 (2) 単線結線図 (3) 製品仕様書 (4) 性能表示の写し（定置用蓄電池の補助を申請する場合のみ） 3 【定置用蓄電池の補助を申請した場合】 太陽光発電設備と接続したことが判る結線図等 ※14の単線結線図等から確認できる場合には不要。 4 系統への接続日（又は接続希望日）が判る書類 例：電力会社へ提出した「系統連系および電力購入申込書」、又は「低圧発電設備系統連系・電力購入申込書」等 ※ 系統への接続を行わない場合には不要。

	5 機器等設置写真（補助対象工事のすべて） 別表5に示す要件を満たすものであること。
--	---

別表5 補助金交付申請兼完了届（様式6）の添付写真

補助対象機器	要件
共通	<p>○機器設置前から設置後までの各工程、設置状況等を撮影すること。</p> <p>○工事用黒板（日付、機器名称、施主、施工者名等）又はそれに代わるもの（以下、黒板等という。）を入れて撮影すること。ただし、機器の銘板や施設の館名板などの撮影には不要。</p>
太陽光発電設備	<p>○撮影した写真の中に、以下のすべての写真を含んでいること。</p> <p>(1) 補助対象機器を設置又は使用するすべての建物の全景（要黒板等）又は館名板（社名や建物名を示す表札・看板等）の写真（正面からの撮影に努めること）</p> <p>(2) 太陽光パネルの枚数がすべて確認できる写真（1枚に収まらず複数枚に分けて撮影する場合は、写真毎の太陽光パネルの設置位置がはっきり判るものであること）（要黒板等）</p> <p>(3) パワーコンディショナーの機器本体の写真（要黒板等）</p> <p>(4) パワーコンディショナーの型式や製造番号を読み取ることができる銘板の写真</p> <p>○20kW以上の太陽光発電設備の場合には、柵塀等の設置が困難な場合（屋根置き等）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合を除き、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。</p>
定置用蓄電池	<p>○定置用蓄電池の補助を申請する場合のみ提出する。</p> <p>○撮影した写真の中に、以下のすべての写真を含んでいること。</p> <p>(1) 設置された定置用蓄電池の本体の写真（要黒板等）</p> <p>(2) 設置された定置用蓄電池の型式や製造番号を読み取ることができる銘板の写真</p>